

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 一 平成二十四年度における恩給改定率を〇・九七六と定めること。（第一条関係）
- 二 この政令は、平成二十四年四月一日から施行すること。（附則関係）